特定施設の新設について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第８条第１項の規定により、次のとおり、特定施設の新設の届出があったので、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係市町村（当該特定施設の新設の予定地の所在する市町村（以下「立地市町村」という。）、立地市町村に隣接する市町村及び条例第11条第２項の規定により知事が指定した市町村をいう。）の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。）は、この届出に関し、条例第13条第２項の規定により、この公告の日から３か月以内に県に対して、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。

令和３年12月21日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(1) 名　称　・株式会社コメリ
　　・ほか２者

(2) 住　所　・新潟市南区清水4501番地１
　　・ほか２者

(3) 代表者の氏名　・代表取締役　捧　雄一郎
　　・ほか２者

２　特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(1) 名　称　・株式会社コメリ
　　・ほか４者

(2) 住　所　・新潟市南区清水4501番地１
　　・ほか４者

(3) 代表者の氏名　・代表取締役　捧　雄一郎
　　・ほか４者

３　特定施設の名称

柏崎東ショッピングセンターパルス

４　特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

(1) 所在地　柏崎市柳田町38番地１外17筆

(2) 敷地の面積　34,850㎡

５　特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日

(1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日

令和４年７月（予定）

(2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日

令和４年10月（予定）

６　特定施設の新設をする日

令和５年３月（予定）

７　特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計

(1) 特定施設の床面積の合計

13,704平方メートル

(2) 特定施設の店舗面積の合計

11,751平方メートル

８　特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域

(1) 特定施設の集客予定数

１日当たり約7,500人

(2) 特定施設の集客を予定している区域

柏崎市及び刈羽村の区域

９　届出年月日

令和３年12月10日

10　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、柏崎市産業振興部商業観光課、長岡市商工部産業支援課、十日町市産業観光部産業政策課、上越市産業観光交流部産業政策課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能）

11　縦覧期間

令和３年12月21日から令和４年３月21日まで

12　条例に関する事項、意見の陳述の方法その他の事項に関する問合せ先

産業労働部地域産業振興課小規模企業支援係

電話　025－280－5235

Ｅメール　ngt050100@pref.niigata.lg.jp